

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和元年6月14日

調布市長 長友貴樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 22 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、調布駅前広場南側の市が管理する樹木の枯枝が落下したことにより人身に損害を与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 6,740円
- 2 損害賠償の相手方 江東区在住者